

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. へき地医療支援機構 (1)～(3) (略) (4) 事業の内容</p> <p>専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお(3)ア(イ)の場合においては、エ、カ、<u>ケ</u>、<u>コ</u>及び<u>サ</u>の事業を、(3)ア(ウ)の場合においては、エ、カ、キ、ク、<u>ケ</u>、<u>コ</u>及び<u>サ</u>の事業を都道府県で行うことができるものとする。</p> <p>ア へき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する下に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。</p> <p>(ア) へき地医療拠点病院からへき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）（以下「代診医等の派遣」という。）。</p> <p>(イ) 事業協力病院からへき地診療所等への定期的な医師等の派遣。</p> <p>(ウ) へき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。</p> <p>(エ) 「一事業協力病院」が「一へき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。</p> <p>ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。</p> <p>エ へき地診療所等への医師の派遣（へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。</p> <p>オ へき地勤務医師等に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。</p> <p>カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。</p> <p>キ へき地医療拠点病院の活動評価に関すること。</p> <p>ク へき地医療拠点病院においてへき地医療支援に従事している医師に対する研究（医学研究及び学会出席に必要な経費）の配分に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ケ</u> 就職の紹介斡旋、就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関すること。</p> <p><u>コ</u> へき地勤務医師等のキャリア形成支援に関すること。キャリア形成支援については、より効果的な支援を行えるよう地域医療支援センターとの連携・協力について</p>	<p style="text-align: center;">へき地保健医療対策等実施要綱</p> <p>1. へき地医療支援機構 (1)～(3) (略) (4) 事業の内容</p> <p>専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお(3)ア(イ)の場合においては、エ、カ、<u>コ</u>、<u>サ</u>及び<u>シ</u>の事業を、(3)ア(ウ)の場合においては、エ、カ、キ、ク、<u>コ</u>、<u>サ</u>及び<u>シ</u>の事業を都道府県で行うことができるものとする。</p> <p>ア へき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する下に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。</p> <p>(ア) へき地医療拠点病院からへき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）（以下「代診医等の派遣」という。）。</p> <p>(イ) 事業協力病院からへき地診療所等への定期的な医師等の派遣。</p> <p>(ウ) へき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。</p> <p>(エ) 「一事業協力病院」が「一へき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。</p> <p>ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。</p> <p>エ へき地診療所等への医師の派遣（へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクタープールの運営に関すること。</p> <p>オ へき地勤務医師等に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。</p> <p>カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。</p> <p>キ へき地医療拠点病院の活動評価に関すること。</p> <p>ク へき地医療拠点病院においてへき地医療支援に従事している医師に対する研究（医学研究及び学会出席に必要な経費）の配分に関すること。</p> <p><u>ケ</u> <u>へき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関すること。</u></p> <p><u>コ</u> 就職の紹介斡旋、就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関すること。</p> <p><u>サ</u> へき地勤務医師等のキャリア形成支援に関すること。キャリア形成支援については、より効果的な支援を行えるよう地域医療支援センターとの連携・協力について</p>

も検討し実施すること。なお、就職の紹介斡旋に当たっては、資格免許証、履歴、写真等との照会を行うなど厳正な配慮を施すとともに、業務上知り得た個人の秘密を厳守すること。

サ へき地における地域医療分析に関すること。

(5) その他

へき地において医業等を円滑に行うために必要な研修（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」平成18年3月31日付け医政発第0331022号・職発第0331028号・老発第0331011号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知及び「**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について**」令和3年3月2日付け医政発0302第14号・職発0302第5号・子発0302第1号・老発0302第6号・障発0302第1号厚生労働省医政局長・職業安定局長・子ども家庭局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）に基づくプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等については、機構において行うことが望ましい。また、ドクタープールの運営については、運営要領を定め、派遣する場合の待遇や医師との契約関係等について明確にしておくことが必要である。なお、**機構を地域医療支援センターに統合した**都道府県にあっては、**地域医療支援センターが**機構の業務を行う**ものとする**。

2. へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構等を設置している都道府県及び当該都道府県知事の指定を受けた者とする。

(3) (略)

(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
- エ 派遣医師等の確保に関すること。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

も検討し実施すること。なお、就職の紹介斡旋に当たっては、資格免許証、履歴、写真等との照会を行うなど厳正な配慮を施すとともに、業務上知り得た個人の秘密を厳守すること。

シ へき地における地域医療分析に関すること。

(5) その他

へき地において医業を円滑に行うために必要な研修（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」平成18年3月31日付け医政発第0331022号・職発第0331028号・老発第0331011号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知）に基づくプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等については、機構において行うことが望ましい。また、ドクタープールの運営については、運営要領を定め、派遣する場合の待遇や医師との契約関係等について明確にしておくことが必要である。なお、**事情により、年度当初に機構の設置が困難な**都道府県にあっては、**機構が設置されるまでの間、**機構の業務を**都道府県が暫定的に行うことができる**。

2. へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構を設置している都道府県及び当該都道府県知事の指定を受けた者とする。

(3) (略)

(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
- エ 派遣医師等の確保に関すること。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

<p>カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</p> <p>キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。</p> <p>ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p> <p>(5) 整備基準</p> <p>ア 施設 へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線及び手術部門、<u>また必要に応じて</u>医師住宅を設けるものとする。</p> <p>イ 設備 へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。</p> <p>3. へき地診療所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 設置基準</p> <p>ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)30分以上要するものであること。</p> <p>イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。</p> <p>(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」</p> <p>(イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)」</p> <p>(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する「小笠原諸島」</p> <p>(エ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」</p> <p>ウ 上記のほか、<u>無医地区等において</u>へき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. へき地保健指導所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</p> <p>キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。</p> <p>ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p> <p>(5) 整備基準</p> <p>ア 施設 へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門<u>及び</u>医師住宅を設けるものとする。</p> <p>イ 設備 へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。</p> <p>3. へき地診療所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 設置基準</p> <p>ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)30分以上要するものであること。</p> <p>イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。</p> <p>(ア) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」</p> <p>(イ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)」</p> <p>(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する「小笠原諸島」</p> <p>(エ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」</p> <p>ウ 上記のほか、<u>これらに準じて</u>へき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、<u>厚生労働大臣に協議し適当と認め</u>た地区に設置する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4. へき地保健指導所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>
---	--

<p>(3) 設置基準</p> <p>ア ヘき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。</p> <p>イ 上記のほか、<u>無医地区等において</u>ヘき地保健指導所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。</p> <p>ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮したヘき地保健医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>5. ヘき地巡回診療車(船)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、次のものとする。</p> <p>ア 都道府県</p> <p>イ 市町村</p> <p>ウ 都道府県又は市町村の定めた巡回診療計画により行う日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会</p> <p>エ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第20条第2項</u>、離島振興法第10条第2項、沖縄振興特別措置法第89条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者</p> <p>オ ヘき地医療拠点病院の開設者</p> <p>(3) (略)</p> <p>6~9 (略)</p> <p>10. ヘき地医療拠点病院支援システム</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 整備基準</p> <p>ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のヘき地医療拠点病院に静止画像等(動画情報を含む)伝送装置(以下「静止画像等伝送装置」という。)を設置すること。</p> <p>イ 上記のほか、ヘき地医療拠点病院の機能の実情等を勘案し、都道府県知事が必要と判断した病院に設置すること。</p>	<p>(3) 設置基準</p> <p>ア ヘき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。</p> <p>イ 上記のほか、<u>これらに準じて</u>ヘき地保健指導所の設置が必要と都道府県知事が判断し、<u>厚生労働大臣に協議し適当と認め</u>た地区に設置する。</p> <p>ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮したヘき地保健医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>5. ヘき地巡回診療車(船)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、次のものとする。</p> <p>ア 都道府県</p> <p>イ 市町村</p> <p>ウ 都道府県又は市町村の定めた巡回診療計画により行う日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会</p> <p>エ <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第16条第2項</u>、離島振興法第10条第2項、沖縄振興特別措置法第89条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者</p> <p>オ ヘき地医療拠点病院の開設者</p> <p>(3) (略)</p> <p>6~9 (略)</p> <p>10. ヘき地医療拠点病院支援システム</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 整備基準</p> <p>ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のヘき地医療拠点病院に静止画像等(動画情報を含む)伝送装置(以下「静止画像等伝送装置」という。)を設置すること。</p> <p>イ 上記のほか、ヘき地医療拠点病院の機能の実情等を勘案し、都道府県知事が必要と判断し、<u>厚生労働大臣に協議し適当と認め</u>た病院に設置すること。</p>
---	---

<p>(4) (略)</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2. へき地診療所医師派遣強化事業</p> <p>(1) 目的 この事業は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に、へき地医療拠点病院及び事業協力病院以外の医療機関からへき地診療所等へ代診医等の派遣を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容 へき地医療支援機構等による指導・調整の下に、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣を含む）を行うものとする。</p> <p>1.3～1.6 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2. へき地診療所医師派遣強化事業</p> <p>(1) 目的 この事業は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、へき地医療拠点病院及び事業協力病院以外の医療機関からへき地診療所等へ代診医等の派遣を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容 へき地医療支援機構による指導・調整の下に、へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣を含む）を行うものとする。</p> <p>1.3～1.6 (略)</p>
--	--